

～ 富山県富山市の取り組み～

富山市では、改正農地法の成立を機として、一般法人の農業参入を含めた今後の地域農業の担い手確保や経営基盤強化策のあり方等について検討を行うため、「富山市企業等の農業参入に関する調査検討委員会」を設置し、市農業の課題分析及び企業・農業者等へのアンケート調査を実施し、一般法人の農業参入に対する基本方針を策定した。

一般法人の農業参入に対する具体的方策

1 相談窓口の設置・情報発信

一般法人の相談ワンストップサービス及び地域農業者等との調整や関係機関との連携を行うための相談窓口を設置し、相談・問い合わせへの対応のほか、PRや説明会等、一般法人・地域農業者への情報発信を実施。

2 農地情報の提供

貸し付けを希望している農地の所在、地形、面積、基盤整備状況、アクセス等の情報を提供。

3 農業経営・技術習得・人材育成の支援

参入の検討段階又は参入初期段階で必要となる法律・制度等の知識、農業経営のノウハウや生産技術の習得のための基礎的な研修を実施(とやま楽農学園「企業等農業参入講座」)。

また、参入後の農業経営・栽培技術の高度化に対応するため、他の関係機関や地域農業者との連携による支援を行う。

4 「地域営農協定」の締結

地域との調和及び営農の継続性に資するため、農地所有者と一般法人との間の市を立会人とした「地域営農協定」の締結を促すこととし、協定企業等に対しては、各種支援措置を講じる。

5 その他支援(平成23年度以降)

農業用機械・施設の整備や農地利用集積への支援等を行う。

[参考] 企業等農業参入講座の内容(平成22年10月開催内容)

1日目

1. 企業の農業参入について(農政振興課)

- (1) 「企業等」ってどういうこと?
- (2) 企業等の農業参入はどれだけ進んでいるの?
- (3) 土地利用の政策誘導のこと
- (4) 改正農地制度で企業等の農業参入はどう変わったか?
- (5) 農業参入にも広い意味ではいろんなタイプがある
- (6) 農業のリスクも意識しないと
- (7) 農業経営資源の課題
- (8) まず参入プランを検討しよう

2. 富山市の農業のすがた(農業水産課、営農サポートセンター)

- (1) 水稲・野菜・果樹・畜産について
- (2) 水田農業の制度について
 - 1) 米戸別所得補償モデル事業について
 - 2) 水田利活用自給力向上事業及び激変緩和措置について
- (3) 農薬の使用について
- (4) 販路について
 - 1) 農産物流通と市場
 - マーケティングとは
 - 農産物市場の特徴
 - 農産物流通のあらまし
 - 農産物価格と需要・供給の特徴
 - 農産物流通の特徴
 - 農産物流通のパターン
 - 卸売市場
 - 卸売市場の関係者
 - 2) 農産物流通とマーケティング
 - 共同販売の有利性
 - マーケティングを生かした流通
 - 3) 農協のマーケティング
 - 相対取引の契約先を確保
 - スーパーに農協コーナー
 - 農協がアンテナショップを開店
 - 4) 市内産農産物(野菜等)の流通の現状
 - 日本梨・白ネギ・トマト・キュウリ(市場流通)
 - JAの直売
 - スーパーマーケットのインショップ
 - 朝市等の直売

3. 農業生産法人の取り組みと農業参入の心得

2日目

4. 農地及び農業法人化等について(農業委員会)

- (1) 農地法の改正について
- (2) 農地の権利設定について
 - 1) 権利の種類
 - 2) 賃借権の設定
 - 賃借権設定の手続き

ア 手続きのフロー

イ 審査上の要件

利用権設定の手続き

ア 手続きのフロー

イ 審査上の要件

(3) 農業法人及び農業生産法人について

- 1) 農業法人
- 2) 農業生産法人となるための要件
- (4) 実勢賃借料等の情報提供
 - 1) 実勢賃借料
 - 2) 農作業標準料金・賃金

5. 農業共済制度について(農業共済センター)

- (1) 農業共済事業の概要
- (2) 農作物共済概要
- (3) 家畜共済の概要
- (4) 果樹共済の概要
- (5) 畑作物共済の概要
- (6) 園芸施設共済の概要
- (7) 損害防止事業
- (8) 無事戻金等
- (9) 地区活動推進事業
- (10) 農業共済事業統計

6. 認定農業者制度について(農政振興課)

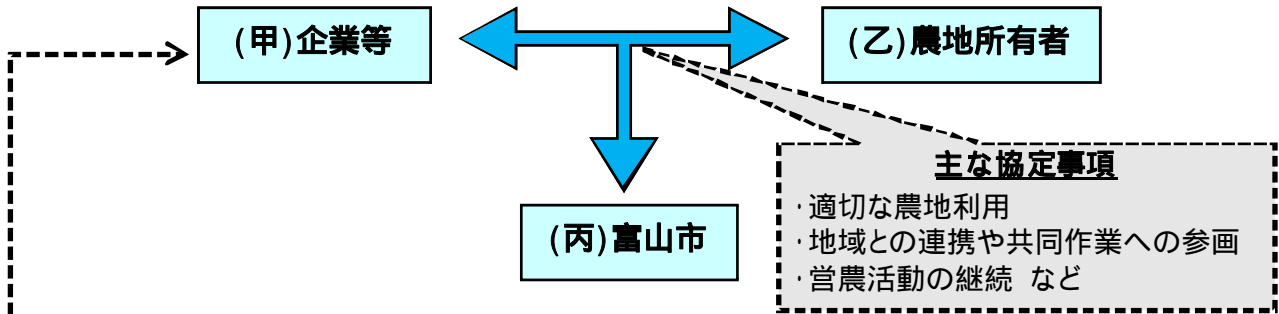
- (1) 認定農業者はプロ農業者です
- (2) 認定農業者制度とは?
- (3) 農業経営改善計画書の作成について
 - 1) 農業経営改善計画とは
 - 2) 認定基準について
 - 3) 農業経営改善計画の作成について
 - 4) 農業経営改善計画の申請について
- (4) 認定農業者に対する支援措置
 - 1) スーパーL資金等の金利負担軽減措置
- (5) 認定農業者のサポートについて

7. 用排水路の利用及び管理(農村整備課)

- (1) 農業施設について
 - 1) ほ場
 - 2) 水路
 - 3) 農道
- (2) 土地改良事業について
 - 1) 国営土地改良事業
 - 2) 県営土地改良事業
 - 3) 市営土地改良事業
 - 4) 団体営土地改良事業
 - 5) 県単独土地改良事業
 - 6) 市単独土地改良事業
- (3) 土地改良区や生産組合について
- (4) 土地改良区の賦課金について
- (5) その他(各地域で進められている国の補助事業)

[参考] 「地域営農協定」を基にした一般法人の農業参入支援

参入希望企業等へ市が情報提供や関係機関との連携及び調整等をサポート
 企業等と農地所有者が農地(富山市農業振興地域農用区域内)の賃貸借等について合意
 企業等と農地所有者が当該農地の賃貸借等利用権の設定を市(農業委員会)に申入れ
 企業等と農地所有者との間で富山市を立会人とした協定を締結



企業等と農地所有者との当該農地の賃貸借等利用権設定成立
 企業等による農業経営開始
 企業等の農業経営の円滑化を市が支援

協定締結企業への支援内容
 地域営農協定締結企業に対し、以下の支援を行う

1. 機械設備等リース料への補助
 機械設備等リース料の一部を協定締結後3年間以内助成
 補助率 1/3 補助限度額 500千円
2. 農地利用集積への補助
 農地利用権設定(更新除く)に対し協定締結後3年間以内助成
 主な要件 農業振興地域内農地
 設定期間3年以上
 自作地と借地の合計が0.5ha(中山間地は0.1ha)超
 助成単価 3年以上 6年未満 5,000円/10a
 6年以上10年未満 10,000円/10a
 10年以上 15,000円/10a
3. 生産体制強化施設等の整備支援
 生産体制強化のための機械や設備の整備費の一部を助成
 補助率 1/3 補助限度額 1,666千円

参入誘導による農業担い手確保の効果創出
 「有力な担い手のいない集落の農地」や「不作付地」の活用
 「市域全体の生産力の向上」と「農地の保全」

上記内容に関するお問い合わせ先
 富山市農林水産部農政振興課 TEL 076-443-2080